

## 日本代表選手・監督・コーチの選考・選任等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「本協会」という）が日本代表チームの監督・コーチ・選手等の選考の手続を定める。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)「日本代表選手」 国内外を問わず世界各国で開催されるハンドボールの国際競技大会の試合に日本を代表して出場する資格を有する選手として次のカテゴリ（次条以下において「各カテゴリ」という）に従い選考された者をいう。

- ① 男子 上限年齢なし 男子日本代表
- ② 女子 上限年齢なし 女子日本代表
- ③ 男子 21歳以下 男子日本代表アンダー21(U-21)
- ④ 男子 19歳以下 男子日本代表アンダー19(U-19)
- ⑤ 男子 16歳以下 男子日本代表アンダー16(U-16)
- ⑥ 女子 20歳以下 女子日本代表アンダー20(U-20)
- ⑦ 女子 18歳以下 女子日本代表アンダー18(U-18)
- ⑧ 女子 16歳以下 女子日本代表アンダー16(U-16)
- ⑨ 男女 24歳以下 男女日本代表アンダー24(U-24)
- ⑩ビーチハンドボール日本代表男女
- ⑪車いすハンドボール日本代表
- ⑫デフハンドボール日本代表男女

(2)「日本代表監督」 日本代表選手及びこれが属する日本代表チームの強化・指導にあたる者として、カテゴリごとに選任される者をいう。

(3)「日本代表コーチ」 日本代表監督を補佐して日本代表選手及び日本代表チームの強化・指導にあたる者として、カテゴリごとに選任される者をいう。

(日本代表監督等の選任)

第3条 各カテゴリの日本代表監督及び日本代表コーチ（以下「監督等」という）は、本協会の強化委員会の推薦に基づき、理事会の決定をもって選任する。

2. 前項の定めにより選任される者の任期その他の地位の詳細は、本協会が各人と個別に締結する契約において定める。ただし、当該契約の内容は、本規程その他本協会が定める基準等を満たす必要があるものとし、任期、報酬、費用負担の別、契約機関、監督等としての活動時期又は日数等の主要な条件について、事前に理事会の承認を得なければならないものとする。
3. 監督等がその当該役職に不適格と認められる場合には、その任期途中であっても、本協会は理事会の決定をもって同人を罷免することができる。この場合、本協会は前項の契約書の定めに基づき、同人との契約を解除することができる。

(日本代表選手の選考)

第4条 各カテゴリの日本代表選手は、当該カテゴリの日本代表監督が選考する。当該日本代表監督は、当該選考後、強化委員会の承認を得て、最も早い日に開催される本協会の理事会又は常務理事会において、当該選考結果を報告しなければならない。

(大会等への参加)

第5条 第3条1項及び前条の定めにより各カテゴリの日本代表監督、日本代表コーチ、日本代表選手として選任・選考された者（本条において、それらの候補者として選考の過程にある者を含む）（以下「代表選手等」という）は、出場が予定される各種大会、試合、強化合宿及びその他各資格・役職に応じて合理的に参加が求められる活動（ナショナルチームウィーク期間を含むが、それに限らない。以下「大会等」）へ参加しなければならない。また、各代表選手等が所属するチーム又は組織等（以下「所属チーム等」）は、やむを得ない事情のない限り、それらの者を大会等へ参加させなければならない。

2. 日本国以外の国において活動している選手で前条の定めにより代表選手等となった者は、国際ハンドボール連盟が指定するナショナルチームウィーク期間中は、大会等へ参加しなければならない。ナショナルチームウィーク期間外の大会等についてはこの限りではない。

(参加の辞退)

第6条 代表選手等がやむを得ない事情により大会等への参加を辞退する場合、事前にその理由を明記した書面をもって強化委員会へ届け出るものとする。ただし、緊急の事情により事前の届出ができない場合には、事後速やかに届け出るものとする。

2. 代表選手等が大会等への参加を辞退する理由が傷害又はその他疾病による場合は、これらの症状に関する医師の診断書もしくは本協会の指定する書式にて症状に関する資料を提出するものとし、その他の事情による場合は当該事情を示す適切な資料を提出する。

3. 前項の場合において、代表選手等の提出資料に疑義があると認める場合、本協会は資料の再提出を求めるか、本協会が指定する医療機関における診断を求めることができる。

4. 所属チーム等が代表選手等を大会等に参加させない場合は、前条に準じた届出を行うものとする。

5. 本協会は、本条に基づき代表選手等から受領した診断書等の資料を、辞退の理由の確認及び次条に定める処分の判断のためにのみ用いる。

(辞退に係る措置)

第7条 代表選手等又は所属チーム等が前2条に反して大会等への参加を辞退し又は代表選手等を大会等へ参加させなかった場合、本協会のコンプライアンス規程及び登録者倫理規定の定めるところによりこれを処分する。

(日本オリンピック委員会専任コーチ等の推薦)

第8条 公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という）から本協会に委嘱された役職（ハイパフォーマンスディレクター、ナショナルヘッドコーチ、ナショナルチームコーチ、ナショナルチームスタッフを含む）は、本協会の強化委員会、情報科学委員会及び体力科学委員会において選考された者の中から、常務理事会が決定し、JOCに推薦する。

(不服申し立て)

第9条 日本代表監督日本代表コーチ及び日本代表選手の選任・選考に係る不服申し立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定める「スポーツ仲裁規則」に従って行われ、その解決が図られるものとする。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

- 1 本規程は、昭和59年5月16日より施行する
- 2 本規程は、令和5年6月理事会にて改定
- 3 本規程は、令和6年3月臨時理事会にて改定、4月1日より施行
- 4 本規程は、令和6年11月理事会にて改定、12月1日より施行